

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人岩手県山岳協会（以下「本協会」という。）の定款に定める目的及び事業の適正な実施のため必要とされる組織、分掌及び運営について定めることを目的とする。

第 2 章 組織及び分掌業務

(組 織)

第 2 条 本協会に、次の表に掲げる部を置く。

総務部、指導部、競技運営部、登山普及部、スポーツクライミング部

(分掌業務)

第 3 条 前条の部の分掌業務は、次のとおりとする。

<総務部>

- (1) 定款、規程類の管理及び規程・内規等の整備に関すること。
- (2) 図書、文書、名簿、資料の管理に関すること。
- (3) 事務局内庶務及び備品、什器等の管理に関すること。
- (4) 基本財産、運用財産の強化に関すること。
- (5) 寄附金、手数料、登録料等に関すること。
- (6) その他、資産の運用、管理に関すること。
- (7) 『山協ニュース』の編集、発行、ホームページの更新、管理に関すること。
- (8) 山岳保険の普及促進に関すること。
- (9) 本協会のガバナンス体制の構築、コンプライアンスの推進に関すること。
- (10) 本協会に関わる契約、交渉、不祥事等における対応等に関すること。
- (11) 加盟団体、役職員、加盟団体等に関すること。
- (12) 暴力行為等相談窓口の設置・運営等に関すること。

<指導部>

- (1) 指導者の養成、検定、研修、指導に関すること。
- (2) 登山技術の開発、研究に関すること。
- (3) 指導者の登録、更新、管理に関すること。
- (4) 各資格付与者の登録、更新、管理に関すること。
- (5) 遭難防止の対策、対応、指導等に関すること。
- (6) 山岳レスキュー指導者の養成、研修、指導に関すること。
- (7) 海外登山の研究、情報に関すること。
- (8) 安全な登山の啓発、指導、普及に関する医科学的な事項に関すること。
- (9) スポーツクライミングの指導、普及、安全に関すること。
- (10) ルートセッターの養成、認定、研修、指導に関すること。
- (11) 審判員の養成、認定、研修、指導に関すること。
- (12) 審判員及びルートセッターの競技大会への派遣に関すること。
- (13) スポーツクライミング指導者の養成、検定、研修に関すること。

<競技運営部>

- (1) 山岳スポーツ及びスポーツクライミング競技大会の準備、運営に関すること。
- (2) スポーツクライミング競技大会の支援に関すること。
- (3) 公式競技大会における競技会専属医師の配備に関すること。
- (4) 競技規則に関すること。
- (5) 公式競技大会における競技中の救護活動に関すること。

<登山普及部>

- (1) 一般登山の普及、啓発に関すること。

- (2) 青少年登山者の指導，育成に関する事。
- (3) 中高年登山者の指導，教育に関する事。
- (4) 岩手山八合目避難小屋の管理に関する事。
- (5) 全日本登山大会に関する事。
- (6) 自然環境保全の指導，啓発及び自然保護の促進に関する事。

＜スポーツクライミング部＞

- (1) スポーツクライミングの競技力向上，選手強化に関する事。
- (2) スポーツクライミングの代表選手の選考，派遣に関する事。
- (3) スポーツクライミングの国際大会への派遣，渉外に関する事。
- (4) スポーツクライミングに関するマーケティングに関連する事。
- (5) スポーツクライミングの医科学的調査・研究に関する事。
- (6) スポーツクライミングの普及に向けた傷害対策（予防，治療）及びトレーニング法の指導に関する事。
- (7) スポーツクライミングの競技施設に関する事。
- (8) ドーピング防止教育・啓発活動に関する事。

(部)

第 4 条 第 2 条及び前条に掲げる部は，これを分掌する理事が主管する。

2 部の部長は、理事会で選定する。

3 部の副部長は、会長が理事の中から任命する。

4 部のスタッフは、会長が指名，若しくは加盟団体が推薦する者及び登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングに関する学識経験者の中から会長が委嘱する。

5 第 2 項及び第 3 項に掲げる部長、副部長及び第 4 項のスタッフの任期は 2 年とし，再任を妨げない。

6 事務局に局員を置き，第 8 条に掲げる事務を処理する。

(専務理事の業務)

第 5 条 専務理事の業務は，定款及び本規程に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 人事及び予算、決算の総括に関する事
- (2) 会議の総括に関する事
- (3) 事務局、各専門部相互間の連携に関する事
- (4) その他本協会運営上重要な事項に関する事

第 3 章 理事会

(理事会)

第 6 条 理事の業務の円滑な執行を図るとともに重要事項を審議するため、会長、副会長、専務理事及び理事で理事会を組織する。

(理事会の運営)

第 7 条 理事会は，4 月に開催するほか 3 ヶ月に 1 回開催し、会長から提出された事項について審議決定する。

- 2 議長は，会長がこれにあたる。ただし，会長に事故あるときは副会長が議長となる。
- 3 部の部長、副部長及びスタッフは，審議すべき事項等が生じたときは，必要に応じ，理事会開催 1 週間前までに事務局長に文書又は口頭で通知するものとする。
- 4 前項の審議事項等については，事務局長が専務理事と協議して決定する。
- 5 理事会は，過半数の出席を確認して開会する。
- 6 理事会において意思決定する場合には，出席者の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは，議長の裁決するところによる。
- 7 理事会は，原則として非公開とする。
- 8 会長は，必要に応じて理事会にスタッフの出席を求めることができる。
- 9 議事録は，総務担当理事が作成し，次回の理事会で承認を得るものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第8条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事
- (2) 会員の管理に関する事
- (3) 会議に関する事
- (4) 予算、決算及び会計に関する事
- (5) 基本財産、運用財産の維持管理に関する事
- (6) 物品の出納保管に関する事
- (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事
- (8) 他の主管に属さない事務に関する事

(事務局員)

第9条 常勤となる職員等の給与、服務等については、別に定める就業規則及び給与規程による。

第5章 部

(部)

第10条 部は、理事の業務執行機関として機能するように運営するものとする。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(部の運営)

第11条 部は、適宜開催するものとし、第3条に掲げる分掌業務を処理する。

2 部長は、所管の部会の議長となる。

3 部会において意思決定をする場合には、部長、副部長及びスタッフの過半数の出席を要し、出席者の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

4 部会は、原則として非公開とする。

5 業務の処理に当っては、重要事項は理事会の議を経、その他の事項は理事会に報告するものとする。

6 部会は、少なくとも3月に1回開催するものとする。

第6章 雑則

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会の決定するところによる。

(附則)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年6月5日から施行する。